

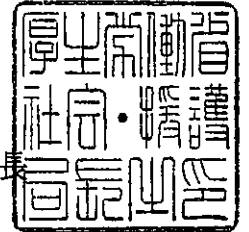
入

平成16年4月1日
社援発第0401004号
老発第0401001号

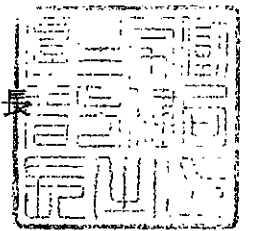


都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」の一部改正
について

社会福祉施設（児童福祉施設を除く。）における民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の取扱いについては、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日付け社施第84号厚生省社会局長通知。以下「旧通知」という。）に基づき行っていただくようお願いしてきたところである。

先般、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長及び老健局長連名通知）及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局計画課長連名通知）を発出し、運営費の一層の弾力運用を図り、積立金について、積立限度額を撤廃し、特定目的積立金としての性格を明確にして、将来発生が見込まれる経費のために必要額を積立てることを認めたところである。

このことにより、弾力運用の見直しと同様、社会福祉法人の経営基盤及び再生機能の強化を推進するという観点から、標記通知を別添のとおり改正し、旧通知の別紙の4「高額繰越金等（前年度末における繰越金及び積立金の合計額が、当該施設経理区分の前年度収入決算額の6ヶ月分相当額以上）を有する施設に対する民改費加算の停止」を削除することとしたので、管内関係機関及び関係団体に対する周知等を図るようお願いする。

○「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

改正前（旧）	改正後（新）
<p style="text-align: right;">昭和63年5月27日 社施第84号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて</p> <p><u>社会福祉施設（児童福祉施設を除く。）における民間施設給与等改善費の支弁（交付）基準については、厚生事務次官通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和48年5月26日厚生省社第497号）、「身体障害者保護費の国庫負担（補助）について」（昭和62年7月16日厚生省社第529号）、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号）、「軽費老人ホーム事務費の国庫補助について」（昭和40年4月1日厚生省社第168号）及び「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（昭和44年6月25日厚生省社第146号）（以下「交付要綱」という。）により実施されているところであるが、この細部の取扱いについては、昭和63年4月1日から別紙により取扱うこととしたので、管下社会福祉施設（児童福祉施設を除く。）及び関係機関に対し周知徹底のうえ事務処理に遺憾のないようされたい。</u></p> <p>別 紙 社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（<u>児童福祉施設を除く</u>）</p> <p>交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の1から3までにより算定するものとする。<u>ただし、4という高額繰越金等を有する施設についてはこの民改費のすべてを一年間加算しないこととする。</u></p>	<p style="text-align: center;">社会福祉施設（児童福祉施設・婦人保護施設を除く。）における民間施設給与等改善費の支弁（交付）基準については、厚生事務次官通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和48年5月26日厚生省社第497号）、「身体障害者保護費の国庫負担（補助）について」（平成5年4月1日厚生省発社援第119号）及び「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号）（以下「交付要綱」という。）により実施されているところであるが、この細部の取扱いについては、昭和63年4月1日から別紙により取扱うこととしたので、管下社会福祉施設（<u>児童福祉施設・婦人保護施設を除く。</u>）及び関係機関に対し周知徹底のうえ事務処理に遺憾のないようされたい。</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（<u>児童福祉施設・婦人保護施設を除く</u>）</p> <p>交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の1から3までにより算定するものとする。</p>

○「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

改正前（旧）					改正後（新）
1 基本分					(同 左)
施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳 人件費加算分 管理費加算分		
A階級	14年以上	16%	14%	2%	
B階級	12年以上14年未満	15	13	2	
C階級	10年以上12年未満	13	11	2	
D階級	8年以上10年未満	11	9	2	
E階級	6年以上8年未満	9	7	2	
F階級	4年以上6年未満	7	5	2	
G階級	2年以上4年未満	5	3	2	
H階級	2年未満	3	1	2	
<p>なお、当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものであること。</p> <p>ア 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託医等臨時職員を除く。）とすること。</p> <p>ただし、常勤職員以外の者であつても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなして算定すること。</p> <p>イ 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて社会福祉法第2条に定める施設のうち、<u>いわゆる措置費の支弁対象となつている施設（軽費老人ホーム、盲人ホーム、点字図書館、身体障害者福祉工場を含む。）</u>）における勤続年数を合算するものであること。</p> <p>ウ 1施設当たりの職員平均勤続年数は、前記ア、イにより算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となつた職員数で除して得た年数とする。</p> <p>エ 前記ウの1施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、別紙様式1「民間施設給与等改善費基本分算定調査」（1施設当たり職員平均勤続年数算定表）により、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があつた場合にも再計算は行わないものであること。</p> <p>オ 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。</p>					<p>(同 左)</p> <p>イ 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて社会福祉法第2条に定める施設のうち、<u>いわゆる措置費の支弁対象となつている施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを含む。）</u>、<u>支援費の支弁対象施設及び特別養護老人ホーム</u>）における勤続年数を合算するものであること。</p>
ウ 1施設当たりの職員平均勤続年数は、前記ア、イにより算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となつた職員数で除して得た年数とする。					(同 左)
エ 前記ウの1施設当たりの職員平均勤続年数の算定は、別紙様式1「民間施設給与等改善費基本分算定調査」（1施設当たり職員平均勤続年数算定表）により、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があつた場合にも再計算は行わないものであること。					(同 左)
オ 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。					(同 左)

○「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

改正前（旧）	改正後（新）
<p>2 管理費特別加算分</p> <p>(1) 本加算分は、他の施設に比較して特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として1パーセントを加算するものとする。</p> <p>(2) 加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設の中から都道府県・指定都市本庁（以下「県本庁」という。）が指導監査結果やその他の調査結果等も考慮し、総合的に審査のうえ、毎年度当初に加算対象施設を決定するものとする。</p> <p>ただし、本加算を適用する施設は県本庁管内の民改費の対象となる施設（4にいう「高額繰越金等を有する施設」も含む。）のうち各根拠法律別に3分の1以内の施設（根拠法律毎に施設が県本庁管内に2か所以下の場合には、他の根拠法による施設と比較して同等程度と評価される施設について本加算の対象として差し支えない。ただし、この場合本加算を適用するのは1施設を限度とする。）とする。</p> <p>なお、国及び県本庁の監査において指摘された重要事項が改善されない施設については本加算は適用しないものとする。</p> <p>ア 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設</p> <p>イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受入れている施設</p> <p>ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設</p> <p>エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設</p> <p>オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であつて、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設</p> <p>カ 以上の外、県本庁において特に必要があると認められる施設</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>ア 県本庁は本加算を受けようとする施設から、県本庁が適宜定めた様式に特別加算を受けようとする理由及び具体的内容等を記入したもの並びに必要な書類を添付して提出させるものとする。</p> <p>なお、この場合、県本庁は施設側に事務的に過度の負担とならないよう配慮すること。</p>	<p>(同 左)</p> <p>(2) 加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設の中から都道府県・指定都市・中核市本庁（以下「県本庁」という。）が指導監査結果やその他の調査結果等も考慮し、総合的に審査のうえ、毎年度当初に加算対象施設を決定するものとする。</p> <p>ただし、本加算を適用する施設は県本庁管内の民改費の対象となる施設のうち各根拠法律別に3分の1以内の施設（根拠法律毎に施設が県本庁管内に2か所以下の場合には、他の根拠法による施設と比較して同等程度と評価される施設について本加算の対象として差し支えない。ただし、この場合本加算を適用するのは1施設を限度とする。）とする。</p> <p>なお、国及び県本庁の監査において指摘された重要事項が改善されない施設については本加算は適用しないものとする。</p> <p>ア 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設</p> <p>イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受入れている施設</p> <p>ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設</p> <p>エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設</p> <p>オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であつて、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設</p> <p>カ 以上の外、県本庁において特に必要があると認められる施設</p> <p>(同 左)</p>

○「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

改正前（旧）	改正後（新）
<p>(2) <u>民改費の加算停止の決定は、県本庁において、施設（法人）から提出される社会福祉法人現況報告書（社会福祉法施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）第6条）等をもとに行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>民改費の加算を停止した施設であつても、39号通知の2のアにいう施設会計から法人本部会計への繰入れ限度額は、民改費管理費加算分（基本分及び管理費スプリンクラー設置加算分）が加算されたものと仮定して、これを行つて差し支えないこととする。</u></p> <p>5 <u>社会福祉法人会計基準を適用している場合には、本通知別紙の「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）」を「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金）」に、「引当金（人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金）戻入」を「積立（人件費積立、修繕積立、備品等購入積立）預金取崩収入」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「法人本部会計」を「本部経理区分」と読み替える。</u></p>	<p>5 <u>（削 除）</u></p>

○「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

改正前（旧）

改正後（新）

別紙様式1

民間施設給与等改善費基本算定調書
（1施設当たり職員平均勤続年数算定表）

（同 左）

施設名 施設の区分 年数等 区分 氏名	A・B・C・D・E・F・G・H 現に勤続する施設の状況 職員数 職 種 勤続年数			施設所在地 認定年月日 その他の社 会福祉施設 における勤 続年数 c		年 月 日 1施設当たり 職員総勤 続年数 d b + c		1施設当たり 職員平均 勤続年数 e d / a		備 考
	a 人		b 年 月	年 月	年 月	年 月	年			
計									年	

- （注）1 施設の区分欄は、（e）欄の結果により決定し、該当する施設の区分に○印をつけること。
 2 （b）欄、（c）欄、（d）欄の勤続年数は、年月数まで算出することとし、また、（e）欄の算定は、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨て、整数年とすること。
 3 個々の職員の勤続年数の算定は、年度当初における事務費の支弁単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。
 なお、1か月未満の日数についてはこれを1月とする。（ただし、当該年度4月1日採用者については0月とする。）
 4 （c）欄の算定に当たって、2以上の施設に勤務した場合は、各々の日数までを合算した後、上記3のなお書により算定すること。

○「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)【新旧対照表】

改正前 (旧)	改正後 (新)																		
<p>別紙様式2 管理費スプリンクラー設置加算分申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 65%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 設 の 種 類</td> <td style="text-align: center;">a</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施 設 の 名 称</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設置年月日</td> <td style="text-align: center;">c</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>民改費基本分の区分</td> <td style="text-align: center;">d</td> <td style="text-align: center;">A B C D E F G H</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラーの機種等</td> <td style="text-align: center;">e</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(注) 1 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。 2 (c)欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3の3項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。 3 (d)欄は、該当するものを○で囲むこと。</p>	区 分		内 容	施 設 の 種 類	a		施 設 の 名 称	b		スプリンクラー設置年月日	c	年 月 日	民改費基本分の区分	d	A B C D E F G H	スプリンクラーの機種等	e		<p>(同 左)</p>
区 分		内 容																	
施 設 の 種 類	a																		
施 設 の 名 称	b																		
スプリンクラー設置年月日	c	年 月 日																	
民改費基本分の区分	d	A B C D E F G H																	
スプリンクラーの機種等	e																		

○「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

改正前（旧）	改正後（新）
<p>イ 本加算は管理費加算分として取り扱うが、平成5年3月19日付社援施第39号「<u>社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</u>」（社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）（以下「39号通知」という。）の2のアにいう施設会計から法人本部会計への繰入れ限度額には含まれないので留意すること。</p> <p>3 管理費スプリンクラー設置加算分</p> <p>ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセントを加算する。</p> <p>イ 加算対象施設 救護施設、養護老人ホーム</p> <p>ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙様式2の「管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関が発行する検査済証または当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、県本庁に申請するものとする。</p> <p>エ 県本庁は申請書を審査し、設置の翌月から本加算を適用するものとする。</p> <p>オ 本加算分は、<u>39号通知の2のア</u>にいう施設会計から法人本部会計への繰入れ限度額には含まれるものとする。</p> <p>4 高額繰越金等を有する施設に対する民改費加算の停止</p> <p>(1) 毎年度当初において高額繰越金等（前年度末における繰越金（貸借対照表勘定科目大区分72）及び引当金（同表大区分62）の合計額が、当該施設会計の前年度収入決算額（ただし、各引当金戻入を除く。）の6か月分相当額以上）を有する施設については4月分から翌年の3月分まで前記の1から3にいうすべての民改費加算を停止するものとする。</p>	<p>イ 本加算は管理費加算分として取り扱うが、平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「<u>社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について</u>」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）（以下「局長通知」という。）の4のアにいう施設経理区分から本部経理区分への繰入れ限度額には含まれないので留意すること。</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>オ 本加算分は、<u>局長通知の4のア</u>にいう施設経理区分から本部経理区分への繰入れ限度額には含まれるものとする。</p> <p>4 (削 除)</p>